

和歌両神と古今伝受

——和歌両神への奉納和歌——

小高道子

住吉大社と玉津島神社は和歌両神として和歌の世界で尊崇された。

両社には古今伝受到際して奉納された和歌が伝わる。奉納和歌は古今伝受とどのような関係にあるのだろうか。本稿では、両社に奉納された古今伝受後奉納和歌について検討を加えたい。

一 古今伝受と和歌両神

古今伝受とは「師から古今集についての講釈解読をうけつぐ伝承形式であり」（『図書寮典籍解題 続文学篇』以下『続文学篇』と略す）、中世歌学において最も尊崇された秘伝であった。「両神」の名は、東常縁自筆として伝わる「ヲキテノ案」（早稲田大学図書館蔵）に見られる。同書は、常縁から宗祇への古今伝受の際に、常縁が宗祇に誓状の文案を示したもので、伊勢物語伝受、古今伝受の両者が収められている。

ヲキテノ案 常縁自筆

伊勢物語伝受之事

非其器者不可漏脱事

右段若違背之事者、可背 両神冥助者也

同前

古今伝受之事、不可有子細之由承候。自今以後不可疎略儀候。并

伝受之説々不可聊爾候。

此旨私曲候者

両神冥助二可背候

古今伝受の実態が推定できる常縁から宗祇への古今伝受において、弟子が師に提出する誓紙に「両神冥助」の語が見られる。弟子として伝受した秘説を「漏脱」したり「聊爾」したりすると、「両神冥助二可背」というのである。古今伝受を受ける門弟は、伝受した秘説を正しく継承することを和歌の両神にかけて誓ったのである。弟子が両神にかけて誓う誓紙は、細川幽齋が三条西実枝に提出した誓状でも行われ

た。幽斎が提出した誓状は、智仁親王により書写されて宮内庁書陵部に伝わる。

古今集御伝受之事

二条家正嫡流為御門弟請御説之上者、永如親子不可存疎意候。於義理口伝故実、他言口外之儀、曾以不可在之候。又与他流混乱、是非之褒貶禁制之段、如道之法度存其旨候。(略)

若此条々令違背者、大日本中神、祖神并天満天神、梵釈、四王、殊和歌両神之冥罰忽其身上二可罷蒙者也、

仍誓状如件

元龜三年十二月六日

細川兵部大輔藤孝

三条殿参 人々御中

幽斎が提出した誓状は、宗祇が提出した誓状より神様の数が増えている。また前者では「両神冥助二可背候」とあったのが、後者では「冥罰忽其身上二可罷蒙者也」となっている。「冥助」が受けられないどころか「其身上」に「忽」「冥罰」を「罷蒙」と記されている。そしていずれの場合も、その中心となるのは和歌両神であった。和歌両神について、幽斎が九条植通に提出した源氏伝受の誓状では「住吉玉津島両神」と和歌両神が住吉大社と玉津島神社であることが明記されている。古今伝受同様、源氏物語伝受も秘説を他に漏らさないことを和歌両神に誓うことによって相伝されたのである。

源氏物語一部之義、称名院殿講談之御抄出并三光院殿口決等奉授

禅定殿下御説、謾不可令漏脱、若於背此旨者可罷蒙

住吉玉津島両神、石山薩捶之冥罰者也、

仍起請文如件

天正十六年閏五月七日

法印玄旨

唐橋殿

一 後水尾院宮廷歌壇

古今伝受は中世歌壇における最奥の秘伝であり、門弟を選んで器の水を器に移すごとく伝えられた。秘説の中には一子相伝として門弟隨一の弟子に伝えられる秘説もあり、常縁は竹影斎以下の以外の門弟にはたかだか七割しか相伝しなかつたといふ³⁾。ところが幽斎・智仁親王を経て、古今伝受が後水尾天皇に伝わると、秘伝のあり方は大きく変わる。それまで一度に一人ずつ伝えられ、一番弟子を選んで全てを伝えられていた秘伝は、御所に入ることにより、継承者が系図により決まることになり、門弟の力量を比べる必要がなくなつた。そこで複数の歌人が同時に伝受を受けることになる。そして後水尾天皇を中心として古今伝受継承者、準古今伝受継承者により構成される宮廷歌壇が成立した。

後水尾院宮廷歌壇については、柳瀬万里氏が『新明題和歌集』と『新題林和歌集』に収められている歌の数を歌人別に集計し、それぞれ五〇首以上を収められている歌人一九人、同一〇〇首以上一九人の名前を挙げ、次のように整理された⁴⁾。

近世前期に堂上歌壇というものが存在しているとするとするならば、左に記すような形態が推定できる。

- (1) 後水尾院（中心）
- (2) 後水尾院の側近——古今伝受授グループ——（略）
- (3) 準古今伝受グループ（略）
- (4) (3)の外縁部に位置する歌人たち

阿野実顕、三條西美教、柳原資行、園基福、下冷泉為景たち

右の形態を鳥瞰図で描くならば、円錐形の山の頂上に(1)があり、(1)の周辺に(2)があり、(2)の周辺に(3)があり、(3)の周辺、裾野のあたりに(4)がある、という形態として描かれるであろう。

三條西家グループと上冷泉グループとは後水尾院の側近歌人とはいいがたいということになる。は、三條西家は実隆以来、和歌の家であるから、後水尾院の側近の歌人たちとは相違して、やや異質の存在として後水尾院宮廷の歌壇のなかに存在していたのであろうと考えられる。(略) 上冷泉家グループは、定家以来の名家として歌人たちに一目置かれたであろうものの、後水尾院の宮廷歌壇においては、重要な存在とはなっていないかっただようである。

こうした作業により、中世歌壇においては和歌の家であった三條西家の歌人が見られないなど、これまで漠然と捉えられていた後水尾院宮廷歌壇のあり方を鳥瞰された。しかしながら、後の時代に編集され

た類題集に収められた歌人を集計したため、重要な歌人を抜き出すことはできても、時代による変遷を浮び上らせることはできなかった。

三 和歌両神への古今伝受後奉納和歌

古今伝受が御所に入るとそれまで古今伝受の前提として行われてきた師弟間における和歌指導が、歌壇を構成する歌人に対する後水尾院による和歌指導になる。そして、直接古今伝受を受けた歌人のみならず、その周辺の歌人まで、古今伝受を受けた歌人と共に奉納和歌を詠んでいる。それゆえ、古今伝受終了後に行われた奉納和歌を奉納した歌人を検討する事により、後水尾天皇宮廷歌壇のあり方を伺うことができるだろう。

御所伝受において、古今伝受終了後に歌神とされる住吉大社・玉津島神社に奉納された和歌が両社に伝わる。両社への奉納和歌については鶴崎裕雄氏・神道宗紀氏を中心にした先学により、翻刻・紹介されている。⁵⁾ そのうち古今伝受後奉納和歌は、寛文四年六月朔日以下の七回が紹介されている。次にその年月日と古今伝受の相伝者と伝受者、短冊が伝わる皇族を掲げておく。

A 寛文四年六月朔日御法楽（後水尾法皇 後西上皇他 後西上皇・八条宮穩仁親王・照高院道晃法親王）

B 天和三年六月一日御法楽（後西上皇 靈元天皇 後西上皇・靈元天皇・有栖川宮幸仁親王）

C 延享元年六月一日御法楽（烏丸光榮 桜町天皇・有栖川宮職

仁親王 桜町天皇 閑院宮直仁親王・伏見貞建親王・京極宮家仁親王)

D 宝曆十年三月廿四日御法楽(有栖川職仁親王 桃園天皇 有

栖川職仁親王・桃園天皇・京極宮家仁親王・閑院宮典仁親王)

E 明和四年三月十四日御法楽(有栖川職仁親王 後桜町天皇

後桜町天皇・有栖川職仁親王・有栖川職仁親王・京極宮家仁親王)

F 寛政九年十一月廿六日御法楽(後桜町天皇 光格天皇 後桜

町天皇・光格天皇・有栖川職仁親王・閑院宮美仁親王)

G 天保十三年十二月十三日御法楽(光格上皇 仁孝天皇 仁孝

天皇)

これを見ると、いずれも御所伝受の中心になる皇族の古今伝受における奉納和歌であることがわかる。また、天保十三年十二月十三日御法楽は、光格上皇が崩御された後、喪が明けてからの奉納であるために、光格上皇の短冊が伝わらない。いずれも住吉大社・玉津島神社それぞれに五十首ずつ奉納されている。そして、古今伝受の授受に関らない歌人も奉納していることがわかる。これらの奉納和歌の作者を一覧することにより、後水尾院・靈元院宮廷歌壇のあり方を推定することができる。それまで師から弟子へと優秀な門弟を選んで相伝されていた古今伝受は、御所に入ると、系図によって継承者が定まる。そして天皇(あるいは上皇)を中心とした宮廷歌壇が確立することにより、古今伝受を受けた歌人のみならず、歌壇の歌人達による公式行事として奉納和歌が詠まれたのである。

四 和歌両神へのそれ以外の奉納和歌

『住吉大社奉納和歌集』には翻刻されていないが、後水尾天皇に古今伝受を相伝した智仁親王は、「住吉の社に歌道之事願、成就の後に」参詣して和歌を詠んだ。宮内庁書陵部には、智仁親王が詠んだ和歌が伝わる。智仁親王の願いは聞き届けられ、御所伝受は少なくとも仁孝天皇までは継承された。

『智仁親王和歌』(宮内庁書陵部蔵)

寛永四(一六二七)年三月二十七日 智仁

住吉の社に歌道之事願。成就の後にまうで侍りて
あぶく哉わが身におはぬ敷島の道まもります神のたすけを

和歌両神への奉納和歌は、古今伝受後奉納和歌の他に、年次不明であるが後桜町天皇が奉納された五十首和歌が両社に伝わる。また靈元院のもとで行われた『仙洞御所月次奉納和歌』が元禄三年六月八日から同六年五月二十四日まで玉津島神社、同六年六月二十九日から九年五月十二日まで住吉大社にそれぞれ奉納されている。これらの奉納和歌と前項の古今伝受後奉納和歌とをあわせて考察すると、和歌両神に奉納された和歌は、宮廷歌壇における公式行事として奉納されたと推測される。古今伝受が御所に入り御所を中心にして古今伝受の継承と和歌指導が行われるようになることで、和歌両神への奉納和歌は宮廷歌壇における重要事として継承されることになったのである。

う。和歌両神に年月日を明示して奉納された古今伝受後奉納和歌は、宮廷歌壇として奉納された特別なものと位置づけることが出来よう。奉納和歌と宮廷歌壇については改めて検討を加えたい。

注

- (1) 引用は『中世歌書集』による。
- (2) 以下、引用は『続文字篇』による。但し、字体は原稿の字体に改めた。
- (3) このことについては「東常縁の古今伝受」(『和歌文学研究』昭56)で検討を加えた。
- (4) 「後水尾院宮廷の歌人」(『国語国文』昭55・8)
- (5) 鶴崎裕雄・佐貫新造・神道宗紀(編)『紀州玉津島神社奉納和歌集』(平4・和泉書院)・鶴崎裕雄・神道宗紀『住吉大社奉納和歌集』(平11・東方出版)・神道宗紀『和歌三神奉納和歌の研究』(平27・和泉書院)。
なお本稿はこの三書に負う所が大きい。

付記

本稿は平成二十八年十二月十日に住吉大社で開催されましたシンポジウム「歌神と古今伝受」における報告に加筆したものです。古今伝受および歌道に賜りました和歌両神の御加護と、シンポジウムに際しまして御指導御高配を賜りました関係者に深謝申し上げます。